



告 示

玉名市告示第69号

景観法（平成16年法律第110号）第98条第1項の規定による景観行政事務の処理を次のとおり開始する。

- 1 景観行政事務の処理を開始する日 平成28年 6月 1日

平成28年 5月 2日

玉名市長 高 崙 哲 哉

